

介護保険・国民健康保険・予防接種に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書に対するパブリックコメントの結果等について (報告)

令和4年10月27日に保健福祉委員会に報告し実施した標記のパブリックコメントの結果並びに北九州市個人情報保護審査会での審査結果等について報告するもの。

1 市民意見の聴取(パブリックコメントの実施)

- (1) 実施期間 令和4年11月15日～12月14日
- (2) 周知方法 市政だより(11月15日号)、ホームページへの掲載
- (3) 資料の閲覧
各制度の所管課、広報室広聴課、各区役所総務企画課、各出張所、ホームページ
- (4) 意見提出状況 提出者なし

2 北九州市個人情報保護審査会での審査

- (1) 審査日 令和5年1月6日(金)
- (2) 結果

特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。

3 今後の予定

特定個人情報保護評価書の公表を以下のとおり行う予定

- (1) 公表時期 令和5年2月中旬(予定)
- (2) 公表方法
ホームページへの掲載、各制度所管課及び北九州市立文書館での閲覧

【参考】

1 特定個人情報保護評価の概要

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報ファイル(個人番号(以下、マイナンバー)をその内容に含む個人情報ファイル))を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測したうえで、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2 特定個人情報の取扱いの変更点

(1) 介護保険

介護保険被保険者のうち、希望する者は、保険給付の支給や保険料の還付について、マイナンバーカード取得後に登録した当該対象者の公金受取口座の利用が可能となることから、保有する特定個人情報が増加するもの。

(2) 国民健康保険

国民健康保険加入者のうち、希望する者は、高額療養費等の給付支給及び保険料の過誤納にかかる還付金について、マイナンバーカード取得後に登録した当該対象者の公金受取口座の利用が可能となることから、保有する特定個人情報が増加するもの。

(3) 予防接種

予防接種による健康被害救済制度の対象者等のうち、希望する者は、医療費、医療手当、障害年金、その他の予防接種法に基づく給付の支給について、マイナンバーカード取得後に登録した当該対象者の公金受取口座の利用が可能となることから、保有する特定個人情報が増加するもの。

3 特定個人情報保護評価書の主な変更内容

(1) 変更点

評価書の基本情報、特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に公金受取口座の利用に係る事項を追加

(2) リスク対策

- ①申請情報については窓口担当部署の職員による受付、事務担当部署職員による郵送受付等、限定した部署で直接入手することで、目的外の収取を防止する。
- ②特定個人情報が記載された申請書類等は、漏洩、紛失を防止するため、入力及び照合後は施錠可能な場所に保管する。
- ③特定個人情報は、利用する業務システムごとにアクセス制御が行われている。
- ④アクセス権限を有していた職員が異動・退職した場合、業務上各システムへのアクセスが不要となったIDやアクセス権限の変更削除の手続きを速やかに行っている。